

周南市徳山中央浄化センター使用条例を廃止する条例制定について

周南市徳山中央浄化センター使用条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市徳山中央浄化センター使用条例を廃止する条例

周南市徳山中央浄化センター使用条例（平成15年周南市条例第213号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。